

平成26年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年9月1日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
（議会運営委員長報告・質疑）
- 日程第 3 同意第 7号 那須塩原市固定資産評価員の選任について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 5 報告第21号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 6 報告第22号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 7 報告第23号 専決処分の報告について〔和解〕
（報告）
- 日程第 8 報告第25号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
（報告）
- 日程第 9 議案第60号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（提案説明）
- 日程第12 議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
（提案説明）
- 日程第13 議案第63号 那須塩原市税条例の一部改正について
（提案説明）

- 日程第 1 4 議案第 6 4 号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 5 議案第 6 5 号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び
那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例
の廃止について
(提案説明)
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度那須塩原市一般会計補正予算(第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 1 7 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 1 8 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 1 9 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 5 認定第 1 号 平成 2 5 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 6 認定第 2 号 平成 2 5 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 7 認定第 3 号 平成 2 5 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 8 認定第 4 号 平成 2 5 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 9 認定第 5 号 平成 2 5 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 0 認定第 6 号 平成 2 5 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- (提案説明)
- 日程第31 認定第7号 平成25年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第32 認定第8号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第33 認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
(提案説明)
- 日程第34 監査委員の審査結果の報告について
(報告)
- 日程第35 報告第24号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告)
- 日程第36 議案第66号 危機発生時相互応援協定の締結について
(提案説明)
- 日程第37 議案第67号 災害時相互応援協定の締結について
(提案説明)
- 日程第38 議案第68号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
(提案説明)
- 日程第39 議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(提案説明)

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	人見寛敏君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	松江孝一郎君	社会福祉課長	藤田恵子君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
代表監査委員	大場浩一君	農業委員会 事務局長	田代晴久君
西那須野 支所長	熊田一雄君	塩原支所長	成瀬充君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。

本日招集になりました平成26年第3回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出案件として36件の議案が提出されることになっており、さらに追加議案も予定されております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、平成26年第3回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（中村芳隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

11番 高久好一君

12番 鈴木紀君

を指名いたします。

市長挨拶

議長（中村芳隆君） 市長から挨拶があります。
市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） おはようございます。

きょうは、平成26年第3回那須塩原市議会定例会招集をいたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

まず、先月20日、もうご存じであります、広島市北部を襲った局地的豪雨、大規模な土砂災害を引き起こしまして、死者72名という大変な惨事となりました。お亡くなりになられた皆様には、心からお悔やみを申し上げ、また、被害に遭われた皆様にもお見舞いを申し上げます。

同じく広島市では、1999年ですから15年前にも今回のような土砂災害が発生し、20名の方が亡くなっております。

この災害をきっかけに土砂災害防止法が2001年に施行されておりますが、今回の被災地の多くは、警戒区域に指定されておりました。土砂災害防止法が機能しなかったことを受けて、今回政府は、都道府県知事が土砂災害警戒区域を指定しやすくするよう同法を改正する方針を示しました。

国土交通省によりますと、地形や土壌などから土砂崩れや土石流が起きる恐れの高い土砂災害危険箇所は、全国で52万5,307カ所、栃木県内でも6,924カ所とされており、那須塩原市内では149カ所が指定されております。

今後、本市としても災害の対応を検証し、防災減災に向けた万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

本日9月1日は、防災の日でもございます。全国各地で防災訓練等これにふさわしい行事が実施され、防災思想の普及が図られているものと思わ

れます。

本市においても、今月27日には総合防災訓練を予定しておりますので、議員の皆様におかれましては地域への普及、啓発のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

また、議会会期中には、私と議長ともにオーストリア、リンツ市に姉妹都市提携に向けた訪問を予定しております。

国際ブルックナー音楽祭オープニングセレモニーへの招待を受けてこの日程となったわけでありますので、議会の皆様にもご理解をいただきたいと思ひます。

このような中、本日開会となりました9月の定例会についてであります。今定例会にご提案申し上げます案件は、人事案件1件、平成26年度補正予算案件が9件、条例の制定、一部改正及び廃止案件が7件、災害時等相互応援協定の締結に関する案件が2件、一部事務組合規約の変更案件が1件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する案件が1件、平成25年度那須塩原市各会計の決算認定案件が9件、専決処分などの報告案件が6件の合わせて36件であります。

これらの内容につきましては、この後提案説明の中で申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件となりますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（中村芳隆君） 市長の挨拶が終わりました。

会期の決定

議長（中村芳隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、15番、齋藤寿一君。

〔議会運営委員長 齋藤寿一君登壇〕

議会運営委員長（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。

これより、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る8月25日午前10時より第4委員会室において、委員8名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期につきましては、本日9月1日より9月30日までの30日間といたします。会期内の日程の詳細につきましては、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として人事案件1件、補正予算案件9件、条例案件7件、決算認定案件9件、報告案件6件、その他の案件4件の計36件であります。

これらの議案の取り扱いについてであります。同意7号の人事案件1件と、議案第60号及び議案第61号の条例制定案件2件の合計3件につきましては、即決扱いといたします。

即決案件3件と報告案件6件を除く27件につきましては、関係常任委員会並びに予算審査特別委員会、決算審査特別委員会に付託し、審査を行うことといたします。

付託案件のうち、議案第50号から議案第58号までの補正予算案件9件につきましては、先例により予算審査特別委員会を設置し、審査することといたします。

予算審査特別委員会は、全議員をもって構成し、その審査方法は分科会方式といたします。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、議長指名とし、委員長には総務企画常任委員長が、副委員長には福祉教育、産業環境及び建設水道の各常任委員長が当たるものといたします。

また、付託案件のうち、認定第1号から認定第9号までの平成25年度決算認定案件9件につきましては、先例により決算審査特別委員会を設置し、審査をすることといたします。

決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員をもって構成し、その審査方法は分科会方式といたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、議長指名とし、委員長には副議長が、副委員長には4人の常任委員長が当たるものといたします。

次に、追加案件について申し上げます。

市長提出による追加案件が5件予定されております。

専決処分の報告案件が5件、示談等が整った場合に追加案件として提出される予定であります。これら5件の議案が提出された場合の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議会提出案件について申し上げます。

本定例会に提出される案件は、特別委員会の設置に関する案件が2件と、議員の派遣に関する案件が1件の計3件であります。これらの取り扱いについては、全て即決扱いといたします。

なお、この後述べます請願・陳情の審査結果によりましては、意見書等の提出が予定されます。その取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議案に対する質疑と討論について申し上げます。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、回数制限はなく、同一議題につき時間は1人15分以内で行うことといたします。

なお、決算に関する質疑通告書の提出期限は、9月3日水曜日の午後5時といたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

なお、討論通告書の提出期限は、9月24日水曜日の午後5時といたします。

次に、会派代表質問及び市政一般質問について申し上げます。

会派代表者質問は、会派からの通告がなかったため行わないことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式で行うことといたします。質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告者は12名であり、日程上、9月3日から5日まで1日4名ずつ行うことといたします。

次に、請願・陳情等について申し上げます。

新たに受理した陳情が3件ございます。こちらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会へ付託し、審査を行うことといたします。

以上が議会運営委員会における審査の結果であります。議員各位におかれましても、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月30日までの30日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

同意第7号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第3、同意第7号 那須塩原市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 同意第7号 那須塩原市固定資産評価員の選任について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページで、議案資料も1ページです。

本市におきましては、固定資産を適正に評価し市長が行う価格の決定を補助するため、地方税法及び市税条例の規定に基づく固定資産評価員として渡邊泰之氏を選任しておりましたが、渡邊氏から平成26年6月30日付をもって辞任したい旨の届け出がありましたので、その後任として人見寛敏氏を選任いたしたくご提案申し上げますのでござ

います。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第7号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第20号～報告第23号の

上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕から日程第7、報告第23号 専決処分の報告について〔和解〕までの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、報告第20号から報告第23号までの4件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） それでは報告第20号から報告第23号までの4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

まず、報告第20号について申し上げます。

議案書58ページから59ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年2月25日、那須塩原市東三島地内の三島中学校駐車場において発生した車両被害に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

状況につきましては、三島中学校駐車場の門扉の固定状況が不十分であったことにより、強風で扉が閉まり、道路へ出るため停車していた相手方車両に直撃し、ドア及びサイドステップの一部を損傷したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から修理費として25万230円を相手方指定の修理先に、代車代として9万5,550円を相手方指定のレンタカー業者にそれぞれ支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号について申し上げます。

議案書は60から61ページ、議案資料はございません。

本件は、平成25年9月25日、那須塩原市塩原地内の塩原温泉交流広場女子トイレにおいて発生し

た事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方が女子トイレを利用し外へ出ようとして下り下げ式のドアに手をかけたところ、ドアが突然落下し手前に倒れ、相手方の前頭部を直撃し首に損傷を与えたものであります。

相手方の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金10万7,610円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第22号について申し上げます。

議案書62から63ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年7月8日、那須塩原市鍋掛地内の市道石丸鍋掛線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方は市道石丸鍋掛線を鍋掛方面から東那須野方面へ向かって走行中、道路上の穴に左前輪及び左後輪を落とし、左前輪、左後輪のホイール及び左前輪のタイヤを破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側60%、相手側40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金7万956円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第23号について申し上げます。

議案書は64、65ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年7月23日、那須塩原市豊浦南町地内において発生した事故に関し、市側車両の損傷について和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が豊浦南

町地内駐車場で左折のために一時停止していたところ、相手側車両がバックにて衝突し左後部フェンダーを損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手側100%の過失割合で示談が成立し、相手方が市側車両の損害額6万799円を修理先に支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上4件につきまして、ご報告を申し上げます。
議長（中村芳隆君） 報告説明が終わりました。

報告第25号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第8、報告第25号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、報告第25号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきましてご報告を申し上げます。

議案書は67ページ、議案資料はございません。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成しましたので議会に提出するものであります。

点検・評価の実施に当たっては、客観性を確保するため、点検・評価委員会を設置し、教育に関し学識経験を有する大学教授、元小学校校長、社会教育関係者の3名をその委員として委嘱して、意見を聴取いたしました。

報告書は、総合計画の基本政策「豊かな心と文化を育むまちづくり」の中の5つの基本施策に基

づく、平成25年度の主な事務事業について所管課による自己評価と点検評価委員の意見を記載し、基本施策ごとに委員による点検・評価をいただき、その結果を踏まえた所管課による今後の方向性を記載したものであります。

今後は、事務事業についてご指摘いただいた点を改善し、より一層良質な事業を目指していく考えであります。

なお、議員各位におかれましては、教育行政に深いご理解をいただき感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（中村芳隆君） 報告説明が終わりました。

議案第60号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第9、議案第60号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第60号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書17ページから24ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始に当たり、改正された児童福祉法において、定員5人以下の児童の保育を行う家庭的保育

事業、定員6人から19人までの児童の保育を行う小規模保育事業、児童の居宅において保育を行う居宅訪問型保育事業及び事業所で働く従業員等の児童の保育を行う事業所内保育事業の認可を行うに当たっては、市町村が条例で基準を定めなければならないと規定されていることを受けて制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。11番、日本共産党、高久好一です。

議案第60号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対する討論です。

本条例は、家庭的保育事業等は子ども・子育て新支援制度で新たに位置づけられたものです。認定こども園と同様に児童福祉法第24条2項に位置づけられている直接契約による事業です。個人の家やビルの一 corner を改修するなどして低コストで容易に設置できる保育として待機児童対策の切り札として奨励されています。

市の従うべき基準と参酌すべき基準は、国の基準に合わせるとしています。

国の認可基準では、ほとんどの事業で保育の担い手は保育士の資格を必要とせず、研修のみでよ

しとなっています。保育士の資格を必要とするのは、小規模保育事業でA型とB型のみです。

家庭的保育事業の研修でよいとされる子育て支援園では、保育の質の低下が懸念されています。2013年の1年間における死亡事故件数は、認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっています。入所児童数から換算すると認可外は認可の実に45倍の発生となっています。保育の担い手は、全ての事業において保育士資格者とするべきです。少なくない市町村の住民や保護者、保育従事者のよりよい基準で子育てをとすべきという世論と運動によって、国の基準を上回る基準がとられています。

神戸市が小規模保育事業について保育士100%配置のA型のみ、家庭的保育事業は研修を受けた保育士、保健師、看護師にするとしています。

札幌、仙台、横浜、盛岡がB型について、国の基準保育士2分の1以上を3分の2以上に引き上げています。

東京、札幌、盛岡、名古屋が家庭的保育事業の保育者は保育士としています。

本市第7条の保育士との連携では、連携施設を確保しなければならないとする一方でただし書きがあり、振興山村その他の地域であって、連携施設の確保が困難であると市が認める家庭的保育事業等を行う家庭的事業者等については、この限りではないとし、さらに附則の3で5年間の経過措置があり、適用しないことができるとしてあります。

家庭的保育事業等は、主な対象が3歳未満児であることから、集団保育体験などの保育内容の支援、保育者の病気などによる代替え保育、卒園後の受け皿などで役割を担う連携施設の設定が求められています。必要な手だてですが、連携施設はかなりの負担となり、確保は難しそうです。

そういう状況を踏まえて、本市は5年間の経過措置をとっています。しかし、連携施設の確保ができないようでは、家庭的保育等の日々の運営や卒園後の不安が解消されません。

本市の保育所が積極的に連携施設になるなどして、不安を解消すべきです。

神戸市は、保育内容の支援、代替え保育を行う連携施設の確保については、経過措置を設けず連携措置を必須とするとしています。

第16条では、利用乳幼児に提供する食事は事業所内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理施設または調理室を兼ねている他の調理室において調理する方法を含む）により行わなければならないとし、第17条の食事の提供の特例では、搬入する方法と必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないと述べています。

食事に関しては、自園調理を基本としながら委託、搬入も容認しています。2歳未満の子どもが多いことを考えた場合、離乳食やアレルギー対策など個々の子どもに応じた丁寧な給食の提供が必要です。認可基準として調理室での自園調理とし、原則として調理員の配置も必須とすべきです。

山形市では、小規模保育C型の家庭的保育事業では自園調理としています。

仙台市も、家庭的保育事業では自園調理による給食としています。

附則2には、2019年度末までの5年間の経過措置があり適用しないことができるとしており、適用の引き延ばしはやめ、早急の対策を求めるものです。

第23条に事業の実施場所が出ていますが、子どもの安全を考えて事業所の建物は原則2階までとし、それを超える場合は、屋外避難階段の設置を義務づけるべきです。

家庭的保育事業等の保育士の配置と給食に関して、現行認可保育所の基準と大きい隔たりがある格差が、子どもの受ける保育の場に持ち込まれようとしています。

児童福祉法第1条の2項には、「すべての児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたわれています。

こうした見地から、議案第60号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対するものです。

以上、反対の討論を終わります。

議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第10、議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書25ページから28ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、子ども・子育て支援制度の開始に当たり、制定された子ども・子育て支援法において、教育・保育施設と称される保育園、幼稚園及び認定こども園並びに地域型保育事業と称される小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う者が、運営に要する経費の給付を受けるために満たすべき基準は、市町村が条例で定めなければならないと規定されたことを受け、制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、高久好一です。

議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対する討論です。

1点目は、超過定員に関する問題です。

本条例第4条、第12条で、利用定員は規則で定

めるものとしています。定員を超えての入所は現行保育所で進行しており、子どもと保育者に大きな負担をかけています。

待機児童対策は定員超過で対応するのではなく、保育所の新設によって対処することこそ基本とすべきです。

2点目は、情報公開に関することです。

第12条、第13条、第14条及び第15条に関する特定地域型保育では、子ども・子育て会議で運営者の不正を防ぐため財務諸表の公表を求めるとしていました。職員の常勤、非常勤の数、勤務年数、過去3年間の退職者の数、保護者会の実施状況などについても公表するとしていました。これらの担当は都道府県になったようですが、市町村レベルでも条例の運営基準でしっかりと明記すべきです。

財務諸表の公表は、営利追求を正面に据えたような企業保育所がふえている中で、利潤率を5%以下にするといったように、給付の用途制限を加えることを明記することも必要です。

3点目は、保育料に関することです。

保護者が負担する保育料は、国の基準では保育の質の向上を図る上で特に必要と思われる経費、具体的には英語教室等のオプション保育に関する上乗せ徴収が保護者の同意の上で容認されています。

なお、給食費、おやつ代については保育費に含まれることから、現行保育料に加算した徴収は不要ということになります。3歳以上の主食代は、現行どおり実費徴収となります。

保護者負担にすべきでない経費として、施設設備維持管理費、保育材料費と並んで人件費が上がっています。上乗せ徴収品目としては、英語教室、絵画教室等が想定されますが、京都市で行われている規定を踏襲すれば、人件費の徴収が生じない

ようにすべきです。

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境で等しく確保されるよう本市の条例の基準に求めて、議案第61号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定に反対する討論を終わります。議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号については、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第11、議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書11ページから16ページ、議案資料はござ

いません。

本案につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律が、平成24年8月10日に成立し、児童福祉法の一部が改正となり、平成27年4月1日に施行となります。

改正後の児童福祉法の第34条の8の2第1項で「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」とされているため、制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

議案第62号～議案第65号の

上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、お諮りいたします。

日程第12、議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第15、議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第65号までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） 議案第62号から第65号までの4件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は29ページ、議案資料は26ページになります。

本案につきましては、平成26年10月1日に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称されることに伴い、那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表母子自立支援員及び婦人相談員の項中、「母子自立支援員及び婦人相談員」を「母子・父子自立支援員及び婦人相談員」に改めるものであります。

また、那須塩原駅西口の土地区画整理事業が完了したことに伴い不要となった「土地区画整理審議会委員」及び「土地区画整理評価員」に関する規定を削除するため、本条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第63号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

議案書は30ページから36ページ、議案資料は27ページから41ページになります。

本案は、那須塩原市税条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

今回の改正は、平成26年度地方税制改正に伴う地方税法の一部改正などに伴い、必要な規定を整備するものであります。

主な改正内容といたしましては、市民税の関係で法人市民税の法人税割の税率を引き下げ、軽自動車税の関係では税率を引き上げ、四輪車等の経年車重課の導入、身体障害者等の減免の対象の拡大、固定資産税の関係では、償却資産に係る課税

標準の特例措置の創設・拡充を行うほか、法令の改正に伴い規定の整備を行うものであります。

次に、議案第64号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は37ページ、議案資料は42ページになります。

本案につきましては、平成26年10月1日に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称されることに伴い、那須塩原市福祉事務所設置条例第3条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものであります。

次に、議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は38ページ、議案資料はございません。

本案は、那須塩原駅西口の土地区画整理事業が完了したことにより、那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例を廃止するものであります。

以上、4件につきまして、よろしくご審議の、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

議案第50号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第16、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第50号 平成26年度
那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について
提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料は2ページから10ペ
ージに記載がございます。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う前年度繰
越金の整理のほか、国・県の制度改正に伴う経費
の追加、各種交付金等の交付額確定、内示に伴う
予算の整理を行うとともに、各種政策課題及び緊
急課題に対応するために必要な予算措置を行うも
のであります。

主な補正の内容は、歳入では、議案資料の4ペ
ージ、10款地方交付税で、基準財政収入額におけ
る市税算入額が当初の見込みより減少し、普通交
付税決定額が増額となったことにより、2億773
万9,000円を追加し、同ページの14款国庫支出金
では、がんばる地域交付金の皆増、保育緊急確保
事業費補助金の増などにより、合わせて1億100
万8,000円を追加し、同ページ、15款県支出金で
は、安心子ども特別対策事業費補助金の増など
により、1億8,968万4,000円を追加するもので
あります。

また、議案資料の5ページに、18款繰入金では、
前年度繰越金の整理に伴い、当初予算で計上した
財政調整基金の取り崩しに係る繰入金8億4,000
万円のうち5億円を減額するとともに、決算に伴
う特別会計からの繰入金と合わせて、4億2,770
万4,000円を減額し、同ページ、19款繰越金では、
決算に伴う前年度繰越金として18億5,692万5,000
円を追加するものであります。

議案資料6ページ、21款市債では、前年度繰越
金の整理に伴い、当初予算で計上した臨時財政対
策債を4億円減額する一方、認可保育園建設事業

債及び地域総合整備資金貸付事業債の追加など、
合わせて1億5,130万円を追加するものでありま
す。

歳出では、議案資料6ページの2款総務費で、
前年度繰越金の整理に伴い、新庁舎整備基金に5
億円、公共施設等有効活用基金に1億円を積み立
てるものであります。

また、議案資料7ページ、3款民生費では、補
助基準額の増などに伴い認可保育園建設事業に2
億556万8,000円を追加し、同ページ、4款の衛生
費ではふるさと融資制度を活用した菅間病院建設
事業費への支援に係る貸し付けとして保健衛生事
務推進費に5億円を追加するものであります。

また、議案資料8ページ、7款商工費では、中
国における展覧会及び上海エージェントモニター
ツアー業務などに係る那須塩原市観光協会連絡協
議会への補助金として1,886万5,000円を追加す
るとともに、観光誘客を目的とした道の駅及び公共
施設等への電気自動車等充電設備の設置に係る経
費として4,500万円を追加するものであります。

さらに、歳入と歳出を比較し4億3,756万4,000
円の余剰財源が生じるため、これを予備費に追加
するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ21億3,001万
2,000円を追加し、一般会計歳入歳出予算総額を
505億2,290万2,000円とするものであります。

また、これら予算補正のほか、1件の債務負担
行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう
お願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたしま
す。

休憩 午前10時56分

再開 午前 11時06分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号～議案第57号の

上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、お諮りいたします。

日程第17、議案第51号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第23、議案第57号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第57号までの7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） 議案第51号から議案第57号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第51号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は11ページから12ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の整理及び国庫支出金等の確定に伴う精算により予算措置を行うものであります。

歳入では、前年度余剰金の発生により、9款繰

入金を6億9,323万1,000円減額いたします。

10款繰越金には、平成25年度決算に伴う前年度繰越金として8億5,489万6,000円を追加いたします。

一方の歳出では、11款諸支出金に国庫支出金の精算に伴う返還金1億3,748万7,000円及び平成25年度決算による一般会計への返還金2,417万8,000円の合わせて1億6,166万5,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ1億6,166万5,000円を追加し、補正後の予算総額を135億3,456万7,000円とするものであります。

次に、議案第52号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は4ページ、議案資料は13ページから14ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の整理により予算措置を行うものであります。

歳入では、3款繰越金に、平成25年度決算に伴う前年度繰越金867万3,000円を追加いたします。

また、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金に前年度追加納付金616万1,000円を、3款諸支出金に前年度精算に伴う一般会計への返還金251万4,000円をそれぞれ追加します。

このほか、歳入歳出の調整により12款予備費を2,000円減額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ867万3,000円を追加し、補正後の予算総額を8億9,446万2,000円とするものであります。

次に、議案第53号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は15ページから16ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の整理等による予算措置を行うものであります。

歳入では、平成25年度介護給付費負担金精算に伴い、4款支払基金交付金に93万9,000円を、7款繰入金で一般会計繰入金の事務費に88万8,000円を、介護保険財政調整基金繰入金に21万2,000円を、8款繰越金に平成25年度決算に伴う繰越金9,326万4,000円をそれぞれ追加いたします。

一方、歳出では、1款総務費に産休代替臨時職員賃金として88万8,000円を、7款諸支出金に平成25年度国県支出金及び一般会計繰入金精算に伴う返還金を合わせて9,441万5,000円をそれぞれ追加いたします。

これらの補正により、歳入歳出それぞれ9,530万3,000円を追加し、補正後の予算総額を72億6,181万4,000円とするものであります。

次に、議案第54号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は17ページから18ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の整理による予算措置を行うものであります。

歳入で、5款繰越金に前年度繰越金2,297万8,000円を追加し、4款繰入金の一般会計繰入金で同額の2,297万8,000円を減額するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を当初予算と同額の32億1,583万8,000円とするものであります。

次に、議案第55号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は7ページ、議案資料は19ページから20ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の

整理等による予算措置を行うものであります。

歳入では、3款繰入金に189万7,000円及び4款繰越金に223万4,000円を追加するものであります。

歳出では、南赤田地区浄化センターの設備修繕に伴い、413万1,000円を追加するものです。

これらにより、歳入歳出それぞれ413万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1億236万3,000円とするものであります。

次に、議案第56号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は8ページ、議案資料は21ページから22ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

まず、歳入では、5款繰越金で平成25年度の決算に伴う前年度繰越金1,108万4,000円を追加し、これに伴い、4款繰入金で基金繰入金159万4,000円を減額するものであります。

一方、歳出では、1款温泉事業管理費で、公課費20万9,000円、需用費60万円を追加し、4款予備費868万1,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ949万円を追加し、補正後の予算総額を5,943万2,000円とするものであります。

次に、議案第57号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書は9ページ、議案資料は23ページから24ページになります。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う繰越金の整理等による予算措置を行うものであります。

歳入では、2款繰入金で一般会計からの繰入金99万8,000円を減額し、3款繰越金で前年度繰越金242万9,000円を追加いたします。

歳出では、1款墓地事業費で一般会計への繰出金に143万1,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出予算それぞれ143万1,000円を追加し、補正後の予算総額を436万8,000円とするものであります。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

議案第58号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第24、議案第58号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第58号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）について提案の説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料は25ページです。

今回の補正は、まず、収益的支出において、1項営業費用で建設改良に伴うたな卸資産払出経理の見直しに伴い200万円を減額し、補正後の予定額を24億9,776万1,000円とするものであります。

次に、資本的支出においては、1項建設改良費で鳥野目浄水場沈砂池覆蓋工事により1,721万6,000円、建設改良に伴うたな卸資産払出経理の見直しに伴い200万円をそれぞれ追加し、補正後の予定額を21億9,491万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

認定第1号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第25、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算の認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書49ページ、議案資料が44ページから84ページです。

平成25年度の一般会計決算額は、歳入は501億8,420万2,782円、歳出は474億3,405万8,401円であります。

歳入歳出の差引額は、形式の収支で27億5,014万4,381円の黒字、また、翌年度に繰り越すべき財源3億9,321万9,200円を差し引いた実質収支においても、23億5,692万5,181円の黒字決算であります。

この決算額について、平成24年度決算と比較してみると、歳入では55億207万1,712円の増額、また、歳出では51億5,309万4,476円の増額となっております。

これら決算の主な内容は、歳入では議案資料46ページ、1款市税で、たばこ税の増などにより3,680万2,626円が増額、議案資料48ページ、10款地方交付税では、基準財政収入額における市税算入額の増により6億4,993万9,000円が増額、議案資料53ページ、14款国庫支出金では、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、防災・安全交付金、

地域の元気臨時交付金の増などにより40億2,794万474円が増額、議案資料55ページ、15款県支出金では、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の減などにより2億4,932万7,842円が減額となりました。

また、議案資料60ページ、18款繰入金では、清掃センター解体基金繰入金の皆減などにより2億1,530万8,000円が減額、同ページ、19款繰越金では、前年度繰越金の増により7億2,771万4,767円が増額、議案資料61ページ、20款諸収入では、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の国庫支出金過年度収入の増などにより1億1,326万4,537円が増額、議案資料66ページ、21款市債では、社会資本整備総合交付金事業、消防本部建設事業、小中学校耐震改修事業に係る起債の増などにより16億1,160万円が増額となりました。

一方の歳出では、議案資料71ページ、3款民生費で、介護基盤緊急整備等事業の減などにより1億1,460万6,295円が減額、議案資料74ページ、4款衛生費では放射能対策事業の増などにより25億2,425万9,457円が増額、議案資料75ページ、6款農林水産業費では、畜産担い手総合整備事業の増などにより2億1,612万4,116円が増額、議案資料77ページ、7款商工費では、東日本大震災緊急支援資金融資預託金の減などにより1億189万4,334円が減額、議案資料78ページ、8款土木費では、那須塩原駅北土地区画整理事業などが減額となった一方、社会資本整備総合交付金事業、市道疏水通り線整備事業、市営住宅管理運営事業などの増により15億9,497万4,535円が増額、議案資料80ページ、9款消防費では、大田原地区広域消防組合負担金の増などにより3億9,868万5,383円が増額、同ページの10款教育費では、中学校耐震改修事業、青木サッカー場整備事業の増などにより、10億9,324万7,214円が増額、議案資料84ページ、12款

公債費では、元金及び利子の減により2億1,745万441円が減額となりました。

これらの決算の詳細につきましては、お手元に配付してございます議案資料及び市政報告書のとおりであります。

これらを精査の上、ご認定いただきますようお願いをして、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

認定第2号～認定第8号の上程、

説明

議長（中村芳隆君） 次に、お諮りいたします。

日程第26、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第32、認定第8号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7件を一括議題といたします。

発言の訂正

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） ただいま、朗読させていただいた内容で、議案資料60ページの18款繰入金では、清掃センター解体基金繰入金の皆減などにより、2億1,530万8,000円と言ったそうですが、8円の誤りでしたのでご訂正をお願いいたします。以上です。

議長（中村芳隆君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） 認定第2号から認定第8号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

議案書は50ページ、議案資料は85ページから91ページになります。

初めに、事業の概要について申し上げます。

平成25年度的那須塩原市国民健康保険の加入世帯数の平均は1万9,857世帯、被保険者数の平均は3万6,881人で、平成24年度の平均と比較いたしますと、世帯数は85世帯増加、被保険者数は370人減少いたしました。

なお、本市の世帯及び人口に対して占める国保の被保険者の割合は、世帯数では42.5%、被保険者数では30.9%となっております。

次に、経理状況について申し上げます。

歳入につきましては、総額は139億7,112万8,717円で、前年度と比較して2.0%の増となりました。

主なものといたしましては、1款国民健康保険税の37億276万9,262円で、全体の26.5%を占めております。

3款国庫支出金は、34億2,534万5,192円で、医療給付費の伸びに伴い前年度比3.9%の増となっております。

5款前期高齢者交付金は、21億4,163万3,595円で、前年度比で10.0%の増となっております、これは

65歳から74歳の前期高齢者の加入率が年々高くなっているため、交付額もふえております。

7款共同事業交付金は、各市町が高額医療のための拠出金を国保連合会に納め、県全体で高額医療費に対する給付を行っているものです。交付額は13億8,812万4,672円で、前年度比1.5%の減となっております。

次に、歳出につきましては、総額130億1,623万2,299円で、前年度と比較して0.7%の増となりました。

歳出総額の63.6%を占める2款保険給付費は、82億8,281万4,667円で、前年度費1.9%の増となっております。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を若い世代が支えるため、国保被保険者数に依じた額を支払基金に納付するもので、19億1,071万9,323円で、高齢者医療に関する費用の増加により前年度比4.8%の増となりました。

6款介護納付金は、8億8,013万9,731円。介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの国保被保険者が介護給付費を支えるため、国が定める1人当たりの単価に第2号被保険者数を乗じて支払基金に納付するもので、前年度比6.7%の増となりました。

11款諸支出金の主なものは、国県補助金の精算による償還金で、前年度比0.6%の減となりました。

なお、歳入歳出差引額9億5,489万6,418円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第3号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書は51ページ、議案資料は92ページから94ページになります。

初めに、事業概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営は、栃木県後期高齢者医療広域連合が行っており、市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者が納める保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合納付金として広域連合に納めております。

平成25年度末の被保険者数は1万2,064人で、平成24年度末と比べ335人の増となっております。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入総額は8億8,235万7円となり、その主なものは、1款後期高齢者医療保険料の6億5,941万3,777円で、全体の74.7%を占め、前年度比3.9%の増となっております。

2款繰入金は、1億8,015万7,150円で、事務費と保険基盤安定のための一般会計からの繰入金となり、前年度比で2.3%の減となっております。

歳出総額は8億7,367万5,408円で、その主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金の8億4,242万7,827円で、全体の96.4%を占め、前年度比7.5%の増となっております。

なお、歳入歳出差引額867万4,599円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書は52ページ、議案資料は95ページから100ページになります。

まず、事業概要について申し上げます。

平成25年度は、第5期那須塩原市介護保険事業計画の中間年度に当たり、計画の着実な実現を図るとともに、円滑で適正な保険事業の運営に努めてまいりました。

平成25年度末現在の要介護認定者数は4,121人でありました。うち、介護サービス利用者数は在宅で2,511人、地域密着型サービスで478人、施設入所で555人の合計3,544人で、要介護認定者のサ

ービス利用率は86.0%となっております。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入の総額は64億6,351万5,687円で、このうち第1号被保険者の介護保険料は13億6,025万7,385円で、収納率は95.84%となっております。

また、歳出総額は63億2,025万47円で、このうち2款保険給付費が59億3,605万2,391円で、全体の93.9%を占めております。

この内訳として、それぞれの給付額とその構成比を申し上げますと、介護サービス等諸費が52億1,709万609円で87.9%、介護予防サービス等諸費が3億6,393万3,209円で6.1%、その他高額介護サービス等費などの費用が3億5,502万8,573円で6.0%となっております。

主な介護サービスの種別では、居宅介護サービス給付費が22億823万1,643円で37.2%、地域密着型介護サービス給付費が9億6,451万3,351円で16.2%、施設介護サービス給付費が17億7,079万2,029円で29.8%となっております。

なお、歳入歳出の差引額1億4,326万5,640円は、翌年度へ繰り越しいたします。

次に、認定第5号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は53ページ、議案資料は101ページから104ページになります。

下水道の整備につきましては、汚水管渠で公共下水道第20幹線枝線工事を初めとして、6,024.7mの整備を行いました。下水道の普及状況につきましては、平成25年度末の供用開始区域内人口6万4,028人に対し、水洗化人口は5万6,370人で、水洗化率は88.0%となっております。また、行政人口11万8,573人に対する普及率は54.0%となっております。

次に、経理の状況につきましては、歳入総額35

億3,615万5,499円、歳出総額34億8,941万9,282円で、決算規模は歳入で19.3%、歳出で18.9%とそれぞれ前年度と比較して増額となりました。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料、4款繰入金が伸びている一方、3款国庫支出金、5款繰越金及び6款諸収入は減額しており、7款市債では前年度比5億3,030万円増の借り入れとなり、総額で5億7,244万9,705円の増額となりました。

歳出につきましては、2款下水道建設費、3款流域下水道費、4款公債費において増額となりましたが、1款下水道管理費において減額となり、総額で5億5,547万9,742円の増額となりました。

この結果、歳入歳出差引額は4,673万6,217円となり、明許繰越額の1,875万7,500円を除いた実質収支額2,797万8,717円につきましては翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第6号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は54ページ、議案資料は105ページから107ページになります。

農業集落の生活環境の改善及び農業用水の水質保全を目的とした農業集落排水事業は、南赤田地区と東部地区で実施しており、両地区とも整備が終了して供用を開始しております。

平成25年度末の加入戸数は、南赤田地区が15戸増の416戸、東部地区が16戸増の446戸で、合わせて862戸となっており、水洗化率は、南赤田地区が92.5%、東部地区が79.6%となっております。

経理の状況につきましては、歳入総額は1億2,009万6,587円、歳出総額は1億1,766万1,728円で、決算規模は歳入で22.7%増、歳出で25.7%増となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて1款分担

金及び負担金、2款使用料及び手数料、3款繰入金で増額となりましたが、4款繰越金、5款諸収入が減額となり、6款市債では2,160万円の借り入れとなり、総額で2,221万2,994円の増額となりました。

また、歳出につきましては、1款管理費、2款公債費において増額となり、総額で2,403万8,114円の増額となりました。

歳入歳出差引額243万4,859円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第7号 平成25年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は55ページ、議案資料は108ページから110ページになります。

初めに、事業の概要であります。那須塩原市における温泉事業につきましては、温泉資源の保護と効率的給湯を目的に塩原地区において市営温泉事業と上・中塩原温泉管理事業を運営しており、平成25年度は、市営温泉事業として8カ所の源泉を20件に給湯しております。また、上・中塩原温泉管理事業では、3カ所の源泉から189件に給湯しております。

次に、経理の状況について申し上げます。

平成25年度の決算状況は、歳入7,223万582円、歳出6,114万4,735円で、実質収支額が1,108万5,847円となります。

歳入の主な内訳は、2款事業収入では温泉使用料4,815万2,100円、4款繰入金では温泉事業建設費に対応するため、温泉事業施設整備基金から392万9,500円を繰り入れし、また、5款繰越金では、1,454万9,257円となっております。

一方、歳出は、1款温泉事業管理費として施設維持管理等で4,713万7,621円、さらに2款温泉事業建設費において舗装本復旧工事等で1,353万

9,500円となっております。

次に、認定第8号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書は56ページ、議案資料は111ページ、112ページになります。

墓地事業に係る特別会計につきましては、赤田霊園1号墓地、赤田霊園2号墓地、塩原温泉さくら公園墓地ともに適正な管理運営に努めてまいりました。

平成25年度は赤田霊園において、返還された区画の新規貸与を行い、赤田霊園1号墓地で5件、赤田霊園2号墓地で2件の利用許可を行いました。塩原温泉さくら公園墓地は、通常の新規利用許可が2件となっております。

経理の状況につきましては、歳入総額が564万1,063円で、歳出総額が320万9,755円となっております。

歳入の主な内訳は、1款墓地事業収入として墓地使用料及び管理手数料が383万2,040円、3款繰越金が180万9,023円で、前年度と比較し56.4%減となっておりますが、これは一般会計からの繰入金金が皆減となったことによるものであります。

また、歳出につきましては、1款墓地事業費が清掃管理委託や赤田霊園トイレ改修工事などで320万9,755円、前年度比較で71.1%減となっておりますが、これは前年度に赤田霊園2号墓地において雨水対策工事を行いました。平成25年度においては大規模な工事がなかったためであります。

なお、歳入歳出差引額243万1,308円は、翌年度に繰り越しいたします。

以上、7件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

認定第9号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第33、認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書57ページ、議案資料113ページ。

本市水道の平成25年度末における普及状況は、給水区域内人口11万7,091人に対し、給水人口は11万5,235人で普及率は98.41%となっております。

また、年間有収水量においては、前年度に比べて4,107m³減の1,298万1,169m³となりました。

建設改良事業の主なものは、老朽管更新事業として配水管布設替工事を1万5,014.4m、舗装本復旧工事を4万2,089m²、配水管整備事業として配水管布設工事を2,522.9m、舗装本復旧工事を1,930m²行いました。

経理の状況につきましては、収益的収支において水道事業収益が前年度比2,594万2,973円増の24億379万1,917円、水道事業費用が前年度比5,297万2,695円増の22億3,953万5,661円となり、収益から費用を除いた当年度純利益は、消費税抜きで1億6,425万6,256円となり、未処分利益剰余金については建設改良積立金として積み立てをしております。

また、資本的収支においては、資本的収入が前年度比1億3,387万4,016円増の8億7,715万2,888円、資本的支出が前年度比2億8,767万9,652円増

の18億1,108万9,727円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億3,393万6,839円は、過年度損益勘定留保資金などにより補填をいたしました。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

監査委員の審査結果の報告について

議長（中村芳隆君） 次に、日程第34、監査委員の審査結果の報告についてを議題といたします。

認定第1号から認定第9号までの決算につきましては、平成25年度那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書及び平成25年度那須塩原市水道事業会計決算審査意見書並びに平成25年度那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が監査委員から提出されております。

代表監査委員は登壇の上、審査結果の報告を願います。

大場浩一代表監査委員。

〔代表監査委員 大場浩一君登壇〕

代表監査委員（大場浩一君） 平成25年度那須塩原市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の意見、那須塩原市水道事業会計決算審査の意見、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見についてご報告いたします。

初めに、平成25年度那須塩原市一般会計及び特別会計並びに那須塩原市水道事業会計についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長から審査に付されま

した平成25年度決算並びに附属書類につきまして、議会選出の植木弘行監査委員とともに、7月22日から8月19日までの期間、審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書及びその他関係書類等に誤りがないか、事務事業がその目的に沿って行われているか、予算の執行が適正かつ効率的、効果的に行われたかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、各会計調書につきましては計数等に誤りはなく、事務事業の内容もおおむね妥当なものと認められました。審査結果の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります。若干述べさせていただきます。

一般会計は、歳入決算額501億8,420万2,782円、歳出決算額474億3,405万8,401円、歳入歳出差引額27億5,014万4,381円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億9,321万9,200円を差し引いた実質収支額は、23億5,692万5,181円となっております。

一方、特別会計は、全体で歳入決算額250億5,111万8,142円、歳出決算額238億8,159万3,254円、歳入歳出差引額11億6,952万4,888円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,875万7,500円を差し引いた実質収支額は、11億5,076万7,388円となっております。

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料全体の収入額は249億1,245万1,220円で、平成24年度収入額248億134万2,157円と比較すると、1億1,110万9,063円の増収となっております。

収納率につきましては、85.63%となり平成24年度より1.83ポイント上昇しました。今後も収納率のさらなる向上を目指し、特に滞納繰越分の収納対策に力を入れ、収入未済額を少しでも減らし

ていただきたいと思ひます。

なお、支払い能力があるにもかかわらず納税をしない悪質滞納者に対しましては、公正、公平を期すためにも断固とした措置をとるようお願いいたします。

次に、財政指標を見ますと、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度調達できるかを示す財政力指数の過去3年間の平均値は0.807で、平成24年度のそれと比べて0.012ポイントの増とわずかながら上昇いたしました。その主な理由は、平成25年度は、市税の増加により基準財政収入額が増加し、単年度の財政力指数が前2年を上回ったことによるものです。

その一方で、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、92.9%で平成24年度と比較して1.7ポイント上昇し、財政構造の弾力性は硬直化しました。その理由は、地方交付税が減少したことに加えて、公債費の増加などにより経常経費充当一般財源が増加したことによるものです。

今後におきましても、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増加や、人口減少社会の到来による税収の減少など本市を取り巻く状況に大きな変化が見込まれる中、より一層健全な財政運営を堅持し、変革の時代に対応できる行政運営の維持に向けて努力をお願いしたいと考えております。

次に、平成25年度那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

審査に当たりましては、決算書その他関係書類等に誤りがないか、また、経済性の発揮及び公益性の観点から、事業経営が適切に行われたかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、計数に誤りはなく、事務事業の内容もほぼ妥当なものと認められました。審査結果の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります。若干述べ

させていただきます。

平成25年度水道事業会計は、安心・安全な水道水の安定供給を継続するため、老朽管の更新及び配水管の布設工事やアセットマネジメント計画策定等の業務を行いました。加えて、放射能分析業務委託により、原水及び水道水の放射能物質の測定につきましても継続的に実施されました。

営業成績について見ますと、事業総収益24億379万1,917円に対し、総費用は22億3,953万5,661円で、純利益は1億6,425万6,256円となり、前年度の純利益と比較しますと14.1%の減となっております。この主な理由として、東京電力原子力損害賠償金が減少したこと、原水及び浄水費の委託料及び受水費が増加したことなどが挙げられます。

業務実績につきましては、有収率は前年度と比較して3.04ポイントの増と大きく向上いたしました。これは老朽管更新工事の進捗の成果であると考えられます。

今後も、財政状況を考慮しながら計画的な老朽管の更新を推進し、有収率のさらなる向上をお願いいたします。

しかし、その一方で、普及率は前年度と比較して0.02ポイント減少しました。なお、水道料金の徴収につきましては収納率95.26%で、前年度と比較して0.08ポイント上昇しており、収納率は若干であります。年々向上しております。

今後は、老朽管更新工事等による減価償却費の増や、人口減少による給水収益の低下が懸念されるところがありますので、経営の合理化や効率化等によって経費の節減を図るとともに、安心・安全で安定的な水の供給に一層の創意工夫と努力を重ね、健全経営を維持できる体制の確保に努力されますようお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査について申し上げます。

審査に当たりましては、各基金が設置目的に沿って運用されているか、また、計数等に誤りはないかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、各基金とも、それぞれ設置目的に沿って運用されており、計数的にも適正であると認められました。

続きまして、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、市長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定となる事項を記載した書類について、審査を行ったものであります。

審査に当たりましては、法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の算出の基礎となる書類が適正に作成されているかなどの点に主眼を置き、実施いたしました。

財政指標は、決算等に基づき算定されるものであり、平成25年度決算の計数が適正と認められ、それに基づき算出されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標及び資金不足比率は、国が示す基準の数値内であり、健全な財政運営がなされていることを確認いたしました。

最後になりますが、我が国の経済はアメリカの金融破綻の影響、大震災、原油価格の高騰など数々の困難に直面して景気の低迷が続いておりました。そのような中、政府による大胆な経済政策等により内需を中心に回復しつつあるとされておりますが、消費税率の引き上げに伴う個人消費の落ち込みも指摘されております。

地方においては、経費回復の実感が乏しい一面もあり、加えて、本市におきましては放射能問題など容易に解決できない課題が山積しております。そのような状況の中、今後の行政運営に当たって

は、財政構造の健全化と徹底した事務事業の見直しにより、一層、効率的、効果的な運営の推進を図り、行政水準の向上と住民福祉の増進がますます図られることを要望いたしますとともに、さらなる那須塩原市の発展を願いまして、決算審査の報告といたします。

議長（中村芳隆君） 報告が終わりました。

報告第24号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第35、報告第24号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） 報告第24号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

議案書は66ページ、議案資料はございません。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して報告するものであります。

平成25年度決算におきましては、全ての会計について赤字または資金不足を生じていないことから、4つの健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については該当いたしません。

また、実質公債費比率についても、早期健全化基準を大きく下回っております。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率については、先ほど申し上げましたとおり、水道事業会計ほか3つの特別会計とも資金不足を生じていないため、該当なしとの結果になっていることをご

報告申し上げます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 報告説明が終わりました。

議案第66号及び議案第67号

の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、お諮りいたします。

日程第36、議案第66号 危機発生時相互応援協定の締結について及び日程第37、議案第67号 災害時相互応援協定の締結についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第66号、議案第67号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案第66号 危機発生時相互応援協定の締結についてを申し上げます。

議案書39ページから41ページ、議案資料はありません。

本案は、大規模災害などの危機発生時に、市の防災体制のみで市民の生命や財産などを守るための応急対応が困難な場合に、人的、物的な応援を要請することを目的に、埼玉県さいたま市との相互応援協定を締結することについて、那須塩原市議会基本条例第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

広域的な被害が発生した場合には、住民の生命を守るため、被害が甚大な自治体に対し、他の自治体が迅速に物資の支援や職員の派遣を行うといった、市域を越えた災害対応を行うための相互応援協定の締結が必要であると考えております。

現在、市におきましては、県内全市町、県外4自治体及び廃棄物と環境を考える協議会との相互応援協定を締結しておりますが、これらの既存の協定に加え、可能な限り多くの県外自治体との協定を締結して、防災体制の確立に万全を期したいと考えております。

さいたま市とは、木下達則さいたま市副市長の那須塩原市特別顧問就任を縁に相互の防災対策の情報を交換し、その中で、両市の抱える課題解決に向けた協定締結の協議を行い、今般、合意形成に至ったところであります。

本市に甚大な被害が発生した場合などは、被災者対応や応急復旧に要する職員の不足が考えられますが、本協定の締結により、政令指定都市である「さいたま市」から、多くの職員派遣の応援が期待でき、災害体制の強化につながるものと考えております。

次に、議案第67号 災害時相互応援協定の締結についてを申し上げます。

議案書42ページから45ページで議案資料はありません。

本案は、大規模災害発生時に、市の防災体制のみで市民の生命、財産を守るための応急対応が困難な場合に、人的、物的な応援を要請することを目的に八溝山周辺地域定住自立圏を構成する市町との災害時相互応援協定を締結することについて、那須塩原市議会基本条例第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

定住自立圏を形成する8市町においては、八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会を設置し、役割

分担と相互の連携協力のもとに、圏域全体の活性化と持続的で魅力ある地域を形成することを目的に活動しております。

このたびの災害時相互応援協定につきましては、協議会設立後、圏域全体における防災力向上の必要性について協議を行い、協議会の目的であります相互の連携協力を防災対策においても発揮することを目的としております。

本協定の締結により、近年多発しております局地的豪雨による災害などでは、被災していない近隣の市町からの速やかな応援が見込め、本市においても災害初動対応の強化につながるものと考えております。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

議案第68号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第38、議案第68号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） 議案第68号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について提案のご説明を申し上げます。

議案書は46ページから47ページ、議案資料は43ページになります。

那須地区広域行政事務組合で設置及び管理運営を行っております一般廃棄物最終処分場の黒羽グリーンオアシスが平成33年度に埋め立て業務を終了することに伴い、次期施設の整備事業を行うに

当たり、関係市町が異なる事務を明確にするものであります。

それに伴い、那須地区広域行政事務組合規約を変更する必要が生じることから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係市町議会の議決を要するため提案をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

議案第69号の上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、日程第39、議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案の説明を申し上げます

議案書48ページで議案資料はございません。

平成25年度那須塩原市水道事業会計の経理につきましては、収益的収支において、水道事業収益が前年度比2,594万2,973円増の24億379万1,917円、水道事業費用が前年度比5,297万2,695円増の22億3,953万5,661円となり、収益から費用を除いた当年度純利益は1億6,425万6,256円となり、同額を未処分利益剰余金として建設改良積立金に積み立てをするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は
全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時16分